

機関運営計画

平成 28 年 5 月

温泉地学研究所

目次

前文

I はじめに	1
1. 機関運営計画の改定にあたって	1
2. 計画の目的	
3. 計画期間・計画範囲	1
4. 機関運営計画体系	1
II 機関運営における基本方針と取組	2
5. 基本方針	2
6. 基本方針推進のための主な取組	3
III 業務計画	4
7. 研究業務計画	4
7.1. 中期研究	5
7.2. 依頼調査研究	6
7.3. 萌芽研究	7
7.4. 外部資金研究	8
8. 観測・監視、依頼分析、資料収集業務計画	9
8.1. 観測・監視業務	9
8.2. 依頼分析業務	10
9. 行政支援業務計画	12
10. 普及啓発業務計画	14
IV 組織運営	16
11. 機関運営体系	16
11.1. 運営会議	16
11.2. 温泉地学研究所業務調整会議	16
11.3. 外部評価委員会(機関評価)	16
11.4. 外部評価委員会(課題評価)	16
12. 人材育成方針	16
13. 財源方針	17
14. 機器整備方針	17

前文

2015年6月の末に箱根山大涌谷で水蒸気噴火が発生した。当研究所では、その前身の温泉研究所の時代の1960年代後半から箱根火山活動のモニターを続けてきたが、箱根山で噴火が発生したのは初めての経験であった。

当研究所の前身である温泉研究所は、箱根・湯河原地域の温泉の保全とその利用・開発に関する科学研究を行うために1961年に設立された。この設立当初の目的に沿った研究を行うことは、現在の温泉地学研究所にとっても重要なものである。一方、当研究所の名前に「地学」が加わって温泉地学研究所と改称したことは、当研究所にとって、火山や地震などの地学的活動の機構を明らかにするとともに、自然災害に対する安全・安心につながる研究も重要であることを意味する。

当研究所が位置する神奈川県西部地域は、単にフィリピン海プレート北端部としてのプレート境界であるだけでなく、相模湾でのフィリピン海プレートの沈み込みが、伊豆半島北部での伊豆の本州への衝突に移り変わる場所である。さらに、ここには箱根山や富士山といった火山が位置し、テクトニクス的に大変複雑な場所である。このことは、それだけ地震や火山噴火への備えが必要であることを意味するが、この複雑さゆえに、風光が明媚であり、温泉をはじめとする自然からの恵みも多く受けている。東京に近いという交通の便もあるが、これらの恵みのおかげで箱根は毎年2000万人を超える観光客が訪れる国際的な観光地となっている。この地域のテクトニクスを明らかにし、さらに温泉や地下水の在り様を明らかにする研究は、将来発生するであろう自然災害による被害を小さくするうえでも、この恵みをより大きなものにするためにも、非常に重要である。

当研究所の機関運営計画は、平成23年5月に制定されており、それから5年を経て見直しの時期となった。今回その計画を大きく変える必要性は感じなかったが、以下に記すような点を今まで以上に留意したいと考える。

当研究所は、神奈川県という地方公共団体が運営する研究所である。日本には、地震や火山を研究対象としている機関はいくつかあるが、そのほとんどは国の研究所か行政機関、あるいは大学である。温泉や地下水についても同様である。このことは、我々の研究所は、他の同種の研究機関に比べ、地元住民との関係がより深いことを意味する。2015年の箱根の火山活動の際には、地元の研究機関としての強みを発揮して、講演やホームページ、マスコミ取材などを通じて多くの情報を発信した。また火山防災に関係する様々な相談を持ちかけられたこともたびたびあった。今後も、周囲から箱根のホームドクターと信頼されるべく、この地域に関係する研究成果を発信し続けられるように研究のレベルを上げることに努力するとともに、従来から行っているアウトリーチ活動にとどまらず、より積極的に地域に出かけて行き、地域の防災力の向上に寄与するよう頑張りたい。また、箱根ジオパークの拠点施設として地域の自然の素晴らしさを発信し、観光をはじめとする地元産業の活性化にも貢献したい。それらが、この研究所の使命であると確信する。

平成28年4月

I はじめに

1. 機関運営計画の改定にあたって

当所では、平成 20 年度に県試験研究機関全体に対して行われた外部評価（機関評価）での提言を受け、機関全体の活動に関する計画である「機関運営計画」を平成 23 年度に策定した。本計画は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 ヶ年計画であり、このたび見直しの時期となったので改定するものである。この 5 年間に於いて、当所における県民からの期待は増しており、基本的な方針は大きく変わらないものの、より地域に根ざした取組を進めていく必要があるのと考えている。

2. 計画の目的

本計画は、当所が実施する業務の効果的かつ効率的な進行、取り組みの優先度の明確化、さらに機関の運営方針に関わる透明性の確保を目的とする。

3. 計画期間・計画範囲

本機関運営計画では、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヶ年間に於ける、当所活動の全般に渡る計画を定める。

4. 機関運営計画体系

当所の業務計画は、本機関運営計画(平成 28 年 5 月策定)と第 4 期中期研究計画(平成 28 年 5 月策定)からなる。このうち、機関運営計画は、研究計画を含む当所の活動全般にわたる業務と、取組体制を定める。一方、中期研究計画は、中・長期的な視点に於いて設定した、5 ヶ年の研究計画である。

中期研究計画の実践にあたっては、科学技術の発展や研究の進捗状況を踏まえて、外部学識経験者による外部評価（課題評価）委員会の評価により、必要に応じて計画の見直しや修正などによりマネジメントを行っていく必要がある。

なお、研究業務の具体的な実施手順等については、温泉地学研究所研究業務実施要綱で定めることとする。

Ⅱ 機関運営における基本方針と取組

5. 基本方針

機関運営計画前文に掲げた『今後も、周囲から箱根のホームドクターと信頼されるよう、この地域に関係する研究成果を発信し続けられるように研究のレベルを上げることに努力するとともに、従来から行っているアウトリーチ活動にとどまらず、より積極的に地域に出かけて行き、地域の防災力の向上に寄与するよう頑張りたい。また、箱根ジオパークの拠点施設として地域の自然の素晴らしさを発信し、観光をはじめとする地元産業の活性化にも貢献したい』という目標を実現するために、平成32年度までの5年間で重点的に取り組む基本方針を以下に定めた。なお、この5年間で当所の役割は益々大きくなっているが、基本的な方向性は間違っていないと考えており、前計画の方針を基本としながら、情報発信力の向上とより地域に根ざした取組を強化する。

- A 箱根火山・地震災害に対する安全・安心の確保及び温泉・地下水資源の保全への取組をより一層進展させるため、研究成果・観測データの行政施策への反映を視野に入れ、監視・研究機能の高度化を図るとともに情報発信力を強化する。
- B 地域に密着した研究機関として活動し、調査研究成果の普及啓発やアウトリーチ活動に可能な限り積極的に取り組むとともに、地域で策定する避難計画などに助言・協力することにより、地域の防災力の向上にも貢献する。また、引き続き箱根ジオパーク活動の積極的な支援を行う。
- C 業務全体の効率化を図るとともに、外部機関との連携や協働を積極的に推進する。

この基本方針を遂行することにより、当所の活動が、研究機関からの一方的な発信だけではなく、地震・火山災害や地下資源保全に関して、有形無形の知的財産を県民と共有することにつながると期待される。

6. 基本方針推進のための主な取組

3つの基本方針を推進する為の主な取組を以下に示す。なお、各業務の具体的な計画については、次章以降に示す。

基本方針	主な取組
A：地震・火山活動及び温泉・地下水資源の監視・研究機能の高度化及び情報発信力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期中期研究計画の着実な推進と、行政施策への還元 ○外部研究資金獲得への積極的な取組 ○観測・監視業務の高度化と有効活用 ○計画的・効率的な試料収集業務の実施 ○ホームページのコンテンツの充実
B：普及啓発・アウトリーチ活動への積極的な取組及び地域の防災力向上・箱根ジオパーク活動への積極的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○観測・監視業務の高度化と有効活用（A再掲） ○普及啓発業務への積極的な取組 ○研究成果発表会の開催方法の改善 ○展示スペースの改善 ○箱根ジオパークの講演会・ガイド養成講座等への講師派遣
C：業務全体の効率化及び外部機関との連携・協働の積極的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○研究区分を設定し、取組の優先度を明確化する ○外部研究資金獲得への積極的な取組（A再掲） ○依頼分析業務の効率化 ○計画的・効率的な試料収集業務の実施（A再掲） ○行政支援業務の効率化・改善 ○普及啓発業務への積極的な取組（B再掲） ○機関運営体系の明確化と、会議・委員会の役割の明確化 ○年次業務計画の策定と業務調整会議における調整

Ⅲ 業務計画

7. 研究業務計画

研究業務は、当所業務において最も根幹的な業務であり、常に最先端の科学技術動向を取り入れていく必要があるという認識のもとに、可能な限り人・予算等を配分する。

機関評価における提言や当初の目標、今期の課題を踏まえ、当期における研究業務を遂行するにあたって以下の取組（１）～（３）を進める。

- （１）第４期中期研究計画の着実な進捗と、成果の行政施策への還元
- （２）次項に示すような研究区分の設定による、研究課題ごとの取り組みの重点度の明確化
- （３）外部研究資金獲得に向けた積極的な取組

当所が行う研究は、その実施期間や位置づけ、財源、全体計画・年次計画の有無と決定方法によって以下のア～エに区分する。

- ア 中期研究
- イ 依頼調査研究
- ウ 萌芽研究
- エ 外部資金研究

各研究区分における研究の実施期間、計画の位置づけ、財源、計画の策定の一覧を以下に示す。

研究区分	中期研究	依頼調査研究	萌芽研究	外部資金研究
期間	５年	１～３年	５～１０年	不特定
位置づけ	中期的な課題	行政民間ニーズ	潜在的ニーズ	外部資金全般
財源	経常研究費	業務費・受託費	経常研究費	外部資金
全体計画の有無	有	無	有	有
年次計画の有無	有	有	無	有

7.1. 中期研究

中期研究は、当所研究業務の中核をなすものであり、中期研究計画に基づき実施される。

中期研究計画は、第1期計画が平成14年度に策定されて以降、5年単位で見直されてきた。第4期中期研究計画は、平成27年度末で終了となった3期計画の取り組みを踏まえるとともに、改めて、県土のおかれた地学的背景に起因する県民にとっての「脅威」と「恵み」を研究対象とすることを明示し、平成28～平成32年度の5年間に取り組む中期的な研究計画を示したものとして策定された。

当所が行うべき個別の研究内容は、その時々々の県政の状況、研究の進捗状況などによって刻々と変化するが、中期研究計画は、研究所の中期的な戦略を明示し、その間実施する研究業務の全体像を総合的・包括的に示すものである。これに基づいて実施される中期研究を、可能な限り優先的に取り組む業務として位置づける。

位置付け	中期研究は、当所における中期的な研究課題を解決するため、特に5ヶ年の研究計画を策定して位置づけた研究区分とする。
目標	県土のもたらす脅威と恵みという両面にスポットを当て、箱根火山の活動、プレート収束帯の地震活動、温泉や地下水などの資源の3つのテーマについて研究を進め解決を図ることにより、神奈川県を抱える安全安心、健康、まちづくり、自然、環境などの課題解決に貢献する。
取り組み内容	<p>I 県土のもたらす脅威に関する研究</p> <p>I-1 箱根火山の活動に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱水活動、地殻構造の解明 ・モニタリングおよびシミュレーション手法の開発・高度化 <p>I-2 プレート収束帯に発生する地震の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレート収束帯に発生する諸現象の解明 <p>II 県土のもたらす恵みに関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山地域における温泉、地下水の湧出機構の理解 ・県土資源の有効活用に関する検討
評価・公表方法	<p>○外部評価委員会(課題評価)による計画全体の中間評価及び最終評価を実施。</p> <p>○中間評価結果を受けて、必要に応じて計画の見直しを検討する。</p> <p>○年度末に年次結果報告書を作成する。また、事業概要に年次結果報告書を掲載し、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。</p>

7.2. 依頼調査研究

県行政機関の各関係課からの依頼で実施する行政依頼調査や受託調査研究、および「衛生試験、治療等に関する条例」等に基づく民間事業者などの外部からの依頼研究であり、引き続き研究区分として位置づける。

なお、依頼調査研究は、基本的には該当する依頼調査費・受託調査費・試験検査費で実施するが、予算措置が間に合わない案件については経常研究費から充当する。

位置付け	短期的、直接的な行政ニーズ(行政依頼調査や受託調査研究)や、県民ニーズ(衛生試験、治療等に関する条例に基づく民間からの依頼研究など)に対応するため、1～3年間程度の期間で実施する研究区分。
背景とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ニーズ：大涌谷噴気地帯における放熱量の算定 ○温泉保護ニーズ：温泉の成因解明と将来予測 ○地下水保全ニーズ：土壌・地下水汚染源の解明 ○共通するニーズ：地震・火山・地殻変動・温泉・地下水のモニタリングと適切な情報提供
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○行政・県民ニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的に調査研究を実施する。 ○把握したニーズや得られた成果を元に、より長期的な課題やニーズについて検討し、中期研究課題としての取組や、政策提言等へ発展させる。
課題設定手順	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度に、関係機関に対して実施を希望する課題についてのニーズ調査を実施する。また、随時、民間からの研究依頼の相談を受ける。 (2) 関係機関から提出されたニーズや民間から出された研究依頼について、担当及び関係課と検討を行い、依頼調査研究として実施可能な課題について、年次依頼調査研究計画案を作成する。 (3) 年度当初の運営会議等において、年次依頼調査研究計画案について検討及び調整を行い、実施の可否を決定する。
取り組み内容 (28年度実施分)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 温泉保護対策調査 [温泉指導監督費 (保健福祉局生活衛生部生活衛生課、小田原保健福祉事務所温泉課)] (2) 大涌谷地すべり対策調査 [急傾斜地計画調査費 (県土整備局県西土木事務所小田原土木センター)] (3) 土壌・地下水汚染防止対策 [地下水・土壌保全対策推進費 (環境農政局環境部大気水質課)]
評価・公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ○依頼調査研究の結果報告書を依頼課・依頼者に報告する。 ○年度末に、年次結果報告書を作成。事業概要に、年次結果報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。

7.3. 萌芽研究

将来的なニーズを予測した先行的な研究や、顕在化していない課題に対する長期的な展望に立った研究など、いわゆる潜在的なニーズに対応するための研究であり、引き続き研究区分として位置づける。

本研究区分については、あくまで他の研究区分の副次的な位置づけとし、本格的な人的・予算的配分が必要な状況になった段階で、他の研究区分への移行や事業化を検討する。

位置付け	研究員が自らのアイデアと専門性・先見性を持って、将来的な潜在的ニーズに対応するため、5～10年程度の長期的な視野と計画により行う研究区分。
背景とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○機関評価において、「将来を見据えた県試の機関運営の実現」として、将来的な潜在的ニーズを予測した活動についての取組の必要性が示された。 ○将来的なニーズを予測した先行的な研究は、各研究員の自発的かつ長期的な取組が不可欠であるとともに、進行管理にこだわらない臨機応変な研究体制の構築が必要とされる。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○本研究区分における先行的な取組が、将来的に顕在化した段階において、先導的な役割を果たすことができるようにする。 ○行政施策のアンテナ役として、当該課題に関する社会状況の動向等について関係機関へ適宜報告する役割を担うことができるようにする。
課題設定手順	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研究員が萌芽研究を実施する場合、萌芽研究計画案を作成する。 (2) 作成した計画案について、必要に応じて外部評価委員会(課題評価)における評価を実施する。
取り組み内容 (28年度実施分)	足柄平野における極小微動アレイ探査による地盤及び地下水調査
評価・公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ○研究の進捗状況に応じて、外部評価委員会(課題評価)や業務調整会議において、研究成果や当該課題に関する社会状況の動向等について報告する。 ○年度末に、年次結果報告書を作成。事業概要に、年次結果報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。

7.4. 外部資金研究

本研究区分については、他の研究区分と手続きや実施の可否の決定が異なることから、区分を別に設けたものである。各研究の実施にあたっては、他の研究区分と取組内容が重複する場合は生じることが想定される。その場合、各研究費の執行について取扱を明確化し、適切に管理する。

また、研究業務計画の主な取組（3）として、「外部研究資金獲得に向けた積極的な取組」を定めた事を受けて、各研究員は積極的に外部研究資金に応募するとともに、所の企画調整部門においても、文部科学省科学研究補助金(科研費)説明会の開催や書類作成支援など、外部資金獲得のための支援を強化する。

位置付け	科研費などの競争的研究資金や、研究費分配型の共同研究など、外部から研究資金を獲得して行う研究区分。
背景とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国における科学技術研究のための研究費が、機関等から研究者に配分される経常経費的なものから、科研費に代表される各研究者が審査により獲得する競争型へとシフトしている。 ○県試においても、財政状況の悪化の影響により、調査研究費の拡充は困難な状況にある中、外部研究資金の導入の取組が進められている。 ○研究員にとっても、競争的研究資金の獲得により、研究所予算枠にとらわれずに、先進的かつ高度な研究を実施できるなど、メリットが大きい。 ○更には、県試の運営にとっても、間接経費の配分をうけることにより、事務及び企画等の業務推進体制を補強することができる。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○受託中のプロジェクトの確実な推進・執行 ○科研費など、競争的・外部研究資金の継続的な獲得
取り組み内容 (28年度実施分)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3次元噴煙モデルとレーダー観測による火山灰拡散効果モデルの高度化 (文科省科研費 H24-28) (2) 内陸地殻の強度と応力の解明(文科省科研費 H26-30) (3) 震源の移動現象から見た日本列島の地殻流体分布(文科省科研費 H27-29) (4) 地震発生メカニズム調査研究(文科省プロジェクト H24-28) (5) アジア環太平洋地域の人間環境安全保障——水・エネルギー・食料連環 (総合地球環境学研究所プロジェクト研究 H25-29)
評価・公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ○各募集機関ごとの手続きに則って年次報告を行う。 ○年度末に、年次結果報告書を作成。事業概要に、年次結果報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。

8. 観測・監視、依頼検査、試料収集業務計画

本業務は、当所が研究業務を行う上で必要な観測や分析、試料の収集を行うものであり、研究業務と並んで必要不可欠な業務である。また、業務内容により、研究内容の進捗に伴ってより強化する必要が生じている業務がある一方で、科学技術の発展により省力化が可能となる業務や、社会情勢が変化し、業務量自体が減少傾向にあるものなど、本業務を取り巻く状況は様々である。とくに箱根火山では2015年に活動が活発化し、小規模ながら観測史上初めて水蒸気噴火が発生するなど、さらに観測を強化する必要が生じている。また、地震・火山・温泉・地下水に関わりのある地下地質の研究を推進するためには、地質試料の収集にも力を入れる必要がある。

そこで観測・監視、依頼分析、試料収集業務全体については、現状の機能を維持・もしくは強化しつつ、全体の業務量については自動化や効率化により減少させることを目標として引き続き取組を行う。

8.1. 観測・監視業務

監視・研究機能の高度化と研究成果・監視データの有効活用に取り組むため、本業務については対応を強化する。

位置付け	地震、火山、地殻変動、火山ガス、地熱、温泉水位及び温度、並びに地下水位の監視・観測を行い、県西部地震や箱根火山活動の監視、及び調査研究のためのデータとする。
背景とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○40～50年の長期にわたる観測データは、それ自体が貴重な共有財産である。 ○当所における地震・地殻変動観測は、国や大学等が実施していない地域で実施している。 ○2015年に小規模な水蒸気噴火が発生するなど、箱根火山の活動が活発化した。 ○2015箱根火山活動の活発化に伴い、観測機器の充実・強化を図った。 ○温泉・地下水位観測については、温泉・地下水資源の保全の為に不可欠である。 ○観測機器の老朽化や観測技術の陳腐化に対する長期的な対応が必要である。
取り組み内容 (継続分)	<ul style="list-style-type: none"> (1)地震・火山・地殻変動観測 <ul style="list-style-type: none"> ・地震：19地点 ・長周期地震計：2地点・傾斜：7地点 ・地下水位：6地点・傾斜補助：3地点・地殻変動：13地点（GPS測量：11地点 光波測量：2観測網） (2)強震観測：3地点(H27年度よりHPで公開) (3)火山ガス：8地点・地温（熱赤外観測）：5地点
取り組み内容 (新規・改良・変更点)	<ul style="list-style-type: none"> ①箱根山火山観測・監視体制強化事業(H28～) 2015年の活動を受けた箱根火山の観測監視体制の強化、研究所の情報発信機能・研究機能の強化 ②新たに整備した観測施設も含めた観測の継続、そのデータによる研究の推進 ③機動的観測機器の活用

	<p>④外部機関との共同観測等による知見の集積</p> <p>⑤各種観測データの統合化データベースの整備及び公開</p> <p>⑥温泉観測の強化（リアルタイム化等）</p>
評価・公表方法	<p>○地震・地殻変動観測データを、ホームページ上でリアルタイム公開する。</p> <p>○毎月地震月報を作成し、関係機関に送付する。</p> <p>○火山噴火予知連絡会に箱根火山の活動状況について報告（資料提供）する。</p> <p>○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において年次業務結果を報告する。</p>

8.2. 依頼検査、試料収集業務

本業務については、前計画において「民間分析機関の動向を考慮し、当所が果たすべき役割を明確化することが必要である」との機関評価提言を受けて、将来的には分析を民間分析機関にまかせ、そのデータを当所が集約し活用していくことなども考えられるが、現状では直ちに当所が依頼試験をやめられる段階にはないと判断し、当面は必要な試験検査能力を維持することとした。温泉分析に関しては、法律で10年ごとに再分析することが義務付けられ、都道府県知事の登録制になったこともあり民間分析機関の参入が増加したが、現在では技術的・コスト的な問題などから県内で実施している民間分析機関は実質的に1機関しかない。また、当所への分析依頼数は手数料の改定（値上げ）もあり減少しつつあるものの、源泉所有者からの当所への温泉分析試験に対する要望はいまだ少なく、直ちに依頼試験をやめられる状況ではない。さらに、複数の源泉所有者の利害に関わるため民間分析機関では実施不可能な依頼研究や、山中での電気検層のように市場規模やコストの面から民間事業者が不参入の検査項目がある現状にも変わりはない。また、現在の民間分析機関の状況は、分析データの提示のみに留まり、現地調査と分析結果に基づいた井戸の維持管理に関するアドバイスができないなど、県内源泉所有者のニーズに応えきれていないとは言えない状況である。

このようなことから、引き続き民間分析機関の動向を注視しつつ、技術研修などを通して、民間分析機関の分析測定技術や源泉状況把握法などの資質向上に協力しながら、必要な試験検査能力を維持していくこととする。また、新規源泉の掘削時などに、地質試料等の収集を積極的に行う。

なお、実施にあたっては、引き続き登録分析機関相互の情報共有化や受付方法、実施手順の見直し、分析方法の改善等により一層の効率化に努めるものとする。

位置付け	当所の分掌事務(温泉の調査研究及び保護並びに温泉源の開発のための技術指導)を行うため、温泉分析の他、各種試験検査を行う。
背景とニーズ	○民間分析機関では実施不可能な研究依頼や、市場規模やコストの面から民間事業者が不参入の分野・検査項目の実施など、一定のニーズが存在する。 ○依頼検査業務を行うことで、当所の研究のみならず、民間分析機関の分析検査機能の維持・向上および源泉所有者の源泉維持管理に寄与している。
目標	○試験検査業務に対する信頼性の向上と効率化の推進 ○登録分析機関相互の情報共有化等による試験検査結果の有効活用 ○登録分析機関の資質向上に向けた研修等の実施 ○科学的、技術的アドバイスによる源泉維持管理状況の改善
取り組み内容 (継続分)	(1) 温泉・鉱泉・地下水等の試験 (ア) 温泉水又は鉱泉水の小分析 (イ) 温泉水又は鉱泉水の分析試験 (ウ) 定量分析 (エ) 蒸気エネルギーの測定試験 (オ) 可燃性天然ガスの濃度の測定試験 (2) X線による鉱物の分析 (3) 温泉井、鉱泉井又は地下水井の検層機による測定試験 (ア) 電気検層 (イ) 温度検層 (4) 温泉井、鉱泉井又は地下水井の揚水試験 (5) 温泉源、鉱泉源又は地下水源の電気探査
取り組み内容 (新規・改良・変更点)	①試験検査受入・分析体制の再検討(分析方法の改善による省力化、依頼者との調整による現地調査の集約化) ②登録分析機関相互の情報共有等による連携強化 ③地質試料等の積極的な収集
評価・公表方法	○各依頼検査報告書の作成と、依頼者への報告。 ○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において年次業務結果を報告する。

9. 行政支援業務計画

本業務については、主に支援を行っている温泉・環境(地下水)行政ともに、関係課において業務を担当する行政・技術職員の減少や、技術職に代わる事務職の配置が進むなど、当所が果たす役割の重要性が増している。一方、関係分野における科学技術の発展や、行政訴訟の増加など、これまで以上に、科学技術的な裏付けを伴った行政政策の立案や実施、検証が求められていることから、引き続き支援の必要性が見込まれる。

しかし、所全体の取組状況を維持した上で、研究業務等に優先的に取り組むことは困難であることから、本業務については、行政支援ごとに、業務の効率化や改革案を定めて取り組むものとする。

位置付け	<p>県行政機関の業務を支援するため、各種委員会等への出席、相談対応等を行うほか、関連する事項に関する調査・研究・情報収集等を行い、必要に応じて情報提供等を行う。</p> <p>また、調査・研究成果を元に、関連機関に対し、政策の提言等を行う。</p>
背景とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政ニーズ：観測情報の提供・解説・相談・助言 ○温泉行政ニーズ：温泉保護対策への支援、温泉関連の相談対応 ○地下水行政ニーズ：土壌・地下水汚染対策、地盤沈下防止対策、地下水資源保全対策への支援 ○廃棄物行政ニーズ：処分場地下水汚染防止対策への支援 ○県土整備行政ニーズ：地すべり対策への支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○県行政機関の一員として、各行政機関に対して、可能な限りの支援を行う。 ○支援ごとに、業務の効率化や改革案を定めて取り組む。
取り組み内容	<p>(1)箱根山火山防災対策（災害対策課）</p> <p>箱根山火山防災対策については、観測データの提供および火山活動状況等の解説を行うとともに、箱根山火山防災協議会の構成機関として専門家の立場から助言等を行う。</p> <p>(2)温泉保護対策（保健福祉局生活衛生部生活衛生課）</p> <p>温泉保護対策については、行政担当職員に技術職が配置されていないため、行政対応に係る技術的な部分の多くが当所にゆだねられている。行政担当職員の科学技術的資質向上が行政サービスの向上に加え、当所の負担軽減につながることから、当所研究員による行政職員の研修・講習等の実施や、科学情報の共有化・提供方法の迅速化等の対応を講じる。また、小田原保健福祉事務所温泉課とは従来どおり連携を密に取りながら温泉保護対策の支援を行う。</p> <p>(3)大涌谷地すべり地域放熱量調査（県土整備局県西土木事務所小田原土木センター）</p> <p>大涌谷地すべり地域放熱量調査(行政依頼調査)については、解析手法のルーチン化により、業務の効率化が進められており、今後も取組を継続する。</p> <p>(4)土壌・地下水汚染防止対策（環境農政局環境部大気水質課）</p>

	<p>土壌・地下水汚染防止対策については、引き続き硝酸性窒素汚染原因究明調査（行政依頼調査）の実施や、地下水汚染原因特定の為の周辺地下水調査、各地区県政総合センター環境部が開催する検討会やブロック会議への出席・資料提供などの支援を行う。しかし、当所の担当職員の増加は見込めないことから、情報収集や対策調査等の共同実施など、行政機関技術系担当職員との相互方向の業務協力・提携関係を構築する。</p> <p>(5) 地盤沈下防止対策（環境農政局環境部大気水質課）</p> <p>地盤沈下防止対策については、沈静化の傾向が続いていることから、現状どおり相談対応のみとする。</p> <p>(6) 廃棄物処分場管理技術支援（環境農政局環境部資源循環推進課）</p> <p>処分場の廃止や跡地利用に関しての需要が高まっていることから、委員会や相談対応、現地調査業務の増加が見込まれるが、業務量はそれほど多くないことから、今後も現状の取り組みを継続する。</p> <p>(7) 地下水資源保全（環境農政局緑政部水源環境保全課）</p> <p>今後は地下水モニタリングが主体となることから、当所の地下水観測業務と一体的に取り組んでいくことで効率的な支援を行っていく。</p>
<p>評価・公表方法</p>	<p>○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において年次業務結果を報告する。</p>

10. 普及啓発業務計画

近年、当所の取組に関する県民の関心は高く、それに伴い、県民や関係団体に対する観測情報の発信や調査研究成果の発表へのニーズが高まっている。特に、地震火山、温泉の観測データや調査研究の成果を毎年1回発表している研究成果発表会には、会場に入りきれないほどの参加希望があるほか、夏休み期間中に開催している小中学生対象のサイエンスサマーでは、定員を遙かに上回る参加申込みが毎年続いている。

このような状況から、前計画では、普及啓発業務の積極的な取組を掲げて対応してきた。具体的には、研究成果発表会の参加希望者増に対応するため、会場を小田原合同庁舎の会議室に変更し、最近ではさらに収容人数の多い小田原市民会館で開催することにより参加者の要望に答えている。また、サイエンスサマーでは、アンケート調査をおこない、希望の多いテーマを実施するようにしている。さらに、所内の展示スペースについても、適宜最新の研究成果に変更および追加したり、箱根火山が活発化した際には特設スペースを設けたりするなどの工夫をしている。また、ポスター展示だけではなく、ドローンの映像をモニターに上映するなど、ビジュアル的にも工夫している。

これらのアウトリーチ・普及啓発は、調査研究成果の県民への還元を通して、地域の防災意識や環境保護意識の醸成に役立っているだけでなく、地域の重要な社会的・文化的基盤(インフラ)としての役割を担っており、引き続き積極的な取組を行う。

しかし、行政支援業務同様に、業務量及び対応人員に増加が見込めないことから、展示内容の充実化、ボランティアやOB・再任用職員の有効活用、編集業務の見直しなどにより、効率的・効果的に業務を行うことで、現状の業務量レベルを維持しつつ、見学・講演会等の参加者増だけでなく、実質的効果の向上を目指す。

位置付け	当所の活動成果を、県民や地域に普及啓発することにより、箱根火山・地震災害に対して県民及び当地を訪れる人たちの安全・安心と、県内の豊かな温泉・地下水等の自然環境資源の保全に対する当所の取組について、社会的なコンセンサスや協力を得るほか、文化振興に寄与することを目的とする。
背景とニーズ	○自主事業（研究成果発表会・サイエンスサマー・見学説明・講演講師）に対する、募集人数の増加や開催の回数・時間等の拡大等の要望。 ○他機関が企画する普及啓発事業(依頼事業)への参加依頼の増加。
目標	○直接県民等と接する見学・講演会等の参加者増を目指す。 ○全県域を対象に普及啓発の事業を実施していく。
取り組み内容	(1) 科学技術週間事業 従来どおり、見学者へ所内展示の解説を行う。 (2) 研究成果発表会 より多くの方に参加いただけるよう、会場や実施、募集方法等について引き続き改善していく。 (3) サイエンスサマー 他機関主催の青少年向け普及啓発事業への対応と一体化して取り組むことで、準備作業の軽減化等を図る。

	<p>(4) 研究所報告・観測だより・事業概要の発行 編集業務の簡素化(テキスト原稿入稿等)、発行部数・配布先・配布方法の見直し等により、品質の維持と業務量の低減に努める。</p> <p>(5) 見学説明 引き続き展示内容の充実化(説明ビデオ及び1階展示内容の更新)を実施していく。研究所員の負担軽減を図るため、ガイドの導入(ボランティアやOB、再任用職員等によるガイドの育成と活用)についても検討する。</p> <p>(6) 講演講師 依頼による講演は、外部機関との連携や協働の推進に寄与することから、引き続き積極的な対応に努める。県民の関心が高く繰り返し依頼される講演や、広報的な意義が強い内容については、実施方法の工夫により高効果・高効率を目指す。 所主催で実施する独自講演会の開催についても積極的に取組を進める。</p> <p>(7) 他機関主催の青少年向け普及啓発事業(青少年センターなど) サイエンスサマーへの対応と一体化して取り組むことで、準備作業の軽減化等を図る。</p> <p>(8) 神奈川科学技術フェア(総合政策課) 他の普及啓発業務と関連づけて準備の効率化を図る。</p> <p>(9) 防災フェア 他の普及啓発業務と関連づけて準備の効率化を図る。</p> <p>(10) 箱根ジオパーク活動支援 関連する講演会、ガイド養成講座等への講師派遣などを積極的に行い、箱根ジオパーク活動を支援する。</p>
評価・公表方法	<p>○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において年次業務結果を報告する。</p>

IV 組織運営

11. 機関運営体系

11.1. 運営会議

当所の運営を行うため、運営会議を毎月一回開催する。

また、運営会議の下に業務別の部会（温泉地下水情報部会、地震情報部会等）を位置づけ、効率的、効果的運営に努める。

運営会議の要綱については、別にこれを定める。

11.2. 温泉地学研究所業務調整会議

温泉地学研究所の業務及び運営に関する庁内調整等を図るため、温泉地学研究所業務調整会議（以下「業務調整会議」という。）を設置する。

業務調整会議の要綱については、別にこれを定める。

11.3. 外部評価委員会（機関評価）

神奈川県試験研究機関の設置目的の検証、基本的機能の評価、及び、機関のあり方及び運営面の評価を行うため、総合政策課が設置する。

11.4. 外部評価委員会（課題評価）

当所の研究計画や研究の方向性、各研究課題の成果の評価など、各学問分野における専門家から、評価をいただく。

外部評価委員会の要綱については、別にこれを定める。

12. 人材育成方針

当所の目的や現所員の専門性、キャリアプラン、年齢構成等を考慮し、計画的な人材育成を行う。

当所研究員の育成、組織の活性化及び新しい研究分野への取り組みの強化を図り、もって当所の研究機能の高度化を図ることを目的として、客員研究員制度を積極的に活用する。また、専門研修制度として位置づけることで、研究員のキャリアプランに資するように努める。

また、学会活動への参加や学会発表、論文投稿等については、積極的に支援を行うとともに、自主研修としてとして位置づけるなど、研究員のキャリアプランに資するように努める。

更には、任期付研究員や特別研究員等の制度を積極的に活用することや、他研究機関との人事交流等についても検討することにより、組織の活性化及び新しい研究分野への取り組みの強化を図る。

これらに加えて、関連部局の技術能力強化のため、専門研修等に対して協力を行い、併せて当所の技術支援の負担軽減を図る。

13. 財源方針

近年、各事業ごとに予算額がほぼ一貫して減少する傾向にある。

こうした状況を踏まえて、当期における財源方針として、以下の3課題を目標とする。

- (1) 外部研究資金等の獲得に向けて、積極的な取り組みを推進する。
- (2) 依頼調査研究の確保に向けて積極的に取り組む。
- (3) 老朽化した機器の更新については、予算確保に努める。

14. 機器整備方針

当期における機器整備方針として、以下の3課題を目標とする。

- (1) 地震火山・地殻変動観測機器の更新・強化に向けた取り組みを進める。
- (2) 現有機器の有効利用と長寿命化に取り組む。
- (3) 中長期的な機器の整備方針について、機器整備計画を策定する。